

令和4年度仙台市建築物環境衛生管理講習会におけるアンケートでのご質問への回答

番号	質問	回答
1	建築物環境衛生管理技術者の兼任について、兼任する施設数に制限はありますか。	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正（令和4年4月より施行）により、一の特定建築物の管理技術者が同時に他の特定建築物の管理技術者とならないようにしなければならないことを原則とする規定が削除されました。</p> <p>従って、兼任する施設数に制限はありませんが、特定建築物の所有者等が、それぞれの施設の維持管理について当該管理技術者が業務の遂行に支障がないことを確認できることが必要です。</p>
2	建築物環境衛生管理技術者の兼任について、兼任を行うための要件はありますか。	<p>事前に、特定建築物の所有者等が、兼任となっても管理技術者の業務の遂行に支障がないことを確認する必要があります。また、当該特定建築物に所有者等以外に維持管理権原者があるときは、あらかじめ当該維持管理権原者の意見を聴かなければなりません。</p> <p>業務の遂行に支障がないことを確認できた場合は、「確認書」を作成し、兼任の期間中、他の帳簿書類等と同様に施設に保管する必要があります。</p>
3	可搬式の家電品等、卓上用又は床置き式の加湿器（家庭用加湿器）に対しても、点検・清掃の実施や記録の保管は必要ですか。	<p>建築物衛生法においては、特定建築物等に空気調和設備を設ける場合は、居室における相対湿度がおおむね40%以上70%以下とするように調節して空気を供給することを求めています。このため、特定建築物等においては、相対湿度をおおむね40%以上70%以下に調節して居室に空気を供給する性能を有する空気調和設備を建築設備として通常は設けていることから、特定建築物等の衛生環境の維持管理にあたり家庭用加湿器を使用することは想定しておりません。しかしながら、空気調和設備を設けている場合であっても旅館業の施設で宿泊者の希望に応じ客室で家庭用加湿器を使用する場合や、小規模な宿泊施設等そもそも空気調和設備を建築設備として設けていないためにやむを得ず家庭用加湿器を使用する場合など、特定建築物等において家庭用加湿器を使用する場合にあっては、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号（平成30年8月3日厚生労働省告示第297号により一部改正））を参考に当該機器の適切な管理を行ってください（※）。また、その旨の帳簿記録もお願いします。</p> <p>（※）・家庭用加湿器は、部品の分解及び清掃を容易に行うことができる構造とすること。 ・家庭用加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。</p> <p>参考：「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針の一部改正について」（平成30年8月3日付薬生衛発0803第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知） 「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」 （指針URL：https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/rezionerashishin.pdf）</p>